

# 令和4年度三沢市結婚メモリアル助成金 Q & A

## 4. 対象経費について

Q 4 - 1	どのような費用が対象となりますか。
A	結婚式、披露宴、フォトウェディング、飲食店等における結婚記念パーティー、（いずれか複数を組み合わせたパック商品でも可）が対象経費となります。 ただし、結婚指輪等は対象外経費となります。  【Q 4 - 2 も併せてご確認ください。】
Q 4 - 2	対象外経費にはどんなものがありますか？
A	以下のとおりです。 また、必要に応じて、随時追加することがあります。  ・ 結婚指輪 ・ 婚姻を記念した腕時計 ・ 引き出物等としての商品券 ・ 余興等に係る謝礼  ※換金可能であるものや、転売等の目的に利用できるものが対象外経費となります。
Q 4 - 3	結婚式と披露宴を別の事業者で実施しました。この場合、それぞれの領収書を合算して申請することはできますか？
A	合算して申請することはできません。別々の事業者へ支払った場合、そのうち1つの事業者へ支払った経費（領収書）のみで申請してください。 (例) 結婚式費用の支払先=A社、披露宴費用の支払先=B社 A社orB社いずれか1つの事業者から発行された領収書で申請してください。  【Q 3 - 1 も併せてご確認ください。】
Q 4 - 4	対象となる結婚式等に最低額はありますか？
A	最低額（規模）については制限はありません。 ※申請額に1, 0 0 0 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて助成します。  【Q 3 - 1 も併せてご確認ください。】
Q 4 - 5	新郎新婦のみで実施する結婚式等も対象となりますか？
A	出席者の有無を問わず、対象となります。
Q 4 - 6	結婚式等の料金をネット銀行等で振り込みましたが、領収書が発行されません。どうすればいいですか？
A	金融機関の振込（払込）用紙の写しや、ネット銀行の場合は振込したことがわかる画面を印刷し添付してください。